特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金に関する事務				
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づく届出の受付・報告、裁定請求・障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例に係る届出・申請の受理等を行う法定受託事務。 四條畷市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。①国民年金第1号被保険者の資格管理事務②任意加入被保険者の資格管理事務③年金受給に伴う裁定請求事務④国民年金保険料の免除等申請事務⑤日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務				
③システムの名称	住基システム、税務情報システム、統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル名					
国民年金情報ファイル					

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項及び別表の46の項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒575

四條畷市 総務部 総務課

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

電話:072-877-2121(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 凹除畷巾 健康保証 保険平玉誌 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話: 072-877-2121(代表)

 9. 規則第9条第2項の適用
 []適用した

 適用した理由
 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
会選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入っ 2)十分である 3)課題が残され			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	.]	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[.	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さっ			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[]	委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入っ 2)十分である 3)課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワー	クシステムを通	じた提供を除く。)	[0]	提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの招	接続		[〇]接続しない(入手)	[0]	接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残さ			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠			バー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順 記録の確認を行う際は、本人からのマイナンバー取得を徹底			

9. 監	查				
実施の	D有無	[〇] 自己点検	[] 内部	監査 [〕外部監査
10. 彼	É業者に対する教育・ 原	B発			
従業者	音に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	· · · ·
11. 最	とも優先度が高いと考	えられる対策	1]全項目評価又は	重点項目評価を実施する
最も優る対策	₹先度が高いと考えられ	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を. 2) 十分であ 3) 課題が残	న
	判断の根拠	事する職員(会計年度任用職員 確認を行い、未受講者に対して)	を含む。)等には再受講の機	対し、動画研修を実施会を付与し、関係する	、特定個人情報を取り扱う事務に従 にている。各研修においては受講 全ての職員が研修を受講するため 対する教育・啓発は「十分に行って

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用	の番号の利用等に関する法律別表第一の主務	・番号法第9条第1項及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	
平成29年3月31日	I-5-② 所属長	保険年金課長 若杉 謙二	保険年金課長 今井 克己	事後	
平成29年3月31日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年5月28日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年3月31日	Ⅱ -2 取扱者数	平成27年5月28日時点	平成28年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I -5-②所属長の役職名	保険年金課長 今井 克巳	保険年金課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-1 対象人数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ -2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和3年2月11日	Ⅱ-1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年2月11日	Ⅱ-2 取扱人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年2月11日	Ⅳ-8 監査	内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅱ-2 取扱人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年9月12日	Ⅱ-1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月12日	Ⅱ-2 取扱人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ-2 取扱人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月23日	I−3 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律別表第一の主務	・番号法第9条第1項及び別表の46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第24条の2	事後	
令和7年10月29日	Ⅱ-1 対象人数	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	
令和7年10月29日	Ⅱ-2 取扱人数	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	
令和7年10月29日	IV-8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対応は十分か	なし	十分である	事前	様式変更に伴う新設項目
令和7年10月29日	IV-8 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意 事項等を順守している。マイナンバーを利用し た年金記録の確認を行う際は、本人からのマイ ナンバー取得を徹底している。	事前	様式変更に伴う新設項目
令和7年10月29日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	9)従業者に対する教育・啓発	事前	様式変更に伴う新設項目
令和7年10月29日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事前	様式変更に伴う新設項目
令和7年10月29日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、動画研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	様式変更に伴う新設項目